
第2回 日吉津村議会定例会会議録〔第5日〕

平成29年6月23日（金曜日）

議事日程（第5号）

平成29年6月23日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 陳情第 4号 地方財政の充実・強化を求める陳情について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 5号 陳情書（所得税法第56条の廃止を求める意見書を国にあげること）について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 3 議案第 34号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）について
- 日程第 4 請願第 35号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第 5 議案第 36号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第 6 議案第 37号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 議案第 38号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第 39号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第 40号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第 10 議案第 41号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第 11 議案第 42号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第 12 議案第 43号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第 13 議案第 44号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第 14 議案第 45号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第 15 議案第 46号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第 16 議案第 47号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第 17 議案第 48号 日吉津村農業委員会委員の任命について

- 日程第 18 議案第 49 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第 19 議案第 50 号 財産の処分について
- 日程第 20 発議第 5 号 飲酒運転根絶宣言の決議について
- 日程第 21 発議第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 22 発議第 7 号 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書について
- 日程第 23 議員派遣の件について
- 日程第 24 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 25 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 26 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 27 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第 4 号 地方財政の充実・強化を求める陳情について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 5 号 陳情書(所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を国にあげること)について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 3 議案第 34 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 4 請願第 35 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 5 議案第 36 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 6 議案第 37 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 議案第 38 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第 39 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第 40 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第 10 議案第 41 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第 11 議案第 42 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

- 日程第 12 議案第 43 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 13 議案第 44 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 14 議案第 45 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 15 議案第 46 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 16 議案第 47 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 17 議案第 48 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 18 議案第 49 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 19 議案第 50 号 財産の処分について
日程第 20 発議第 5 号 飲酒運転根絶宣言の決議について
日程第 21 発議第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
日程第 22 発議第 7 号 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書について
日程第 23 議員派遣の件について
日程第 24 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
日程第 25 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
日程第 26 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
日程第 27 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1 番 河 中 博 子	2 番 景 山 重 信
3 番 松 本 二三子	4 番 加 藤 修
5 番 三 島 尋 子	6 番 江 田 加 代
7 番 橋 井 満 義	8 番 井 藤 稔
9 番 松 田 悦 郎	10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 前 田 昇

午後 1 時 30 分 開議

○議長（山路 有君） 皆さん、ご苦労さまです。本日は日程のとおり、陳情の審査報告、討論採決を行います。開会いたします。

ただいまの出席議員数は、10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1 陳情第 4 号 及び 日程第 2 陳情第 6 号

○議長（山路 有君） お諮りいたします。日程第 1 から日程第 2 まで総務経済常任委員会長の審査報告でありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって日程第 1、陳情第 4 号地方財政の充実・強化を求める陳情書、日程第 2、陳情第 5 号陳情書（所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を国にあげること）を一括議題といたします。

本陳情は本会議において、総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） 総務経済常任委員長の松田です。総務経済常任委員会に付託されました陳情第 4 号、陳情第 5 号を 6 月 16 日午後 1 時 30 分から委員会室におきまして、審査を行いましたので、その審査と結果について報告いたします。出席議員は敬称を略させてい

たきます。三島、加藤、山路、景山、松田の常任委員全員です。最初に陳情第 4 号地方財政の充実・強化を求める陳情につきましては、賛成多数で採択すべきと決しました。陳情審査にはいる前に、日吉津村職員労働組合執行委員長の橋田さんより、陳情の趣旨説明を聞きました。その内容は地方自治体はさまざまな政策の課題が山積している状況の中で、現在政府が進めているのは頑張っていない自治体と頑張っている自治体を分けるトップランナー方式などであり、それにより財政削減をする方向にすることは、住民に対してサービスの提供がおろそかになる懸念があるなどがあり、財源確保をお願いしたい陳情趣旨でありました。

続きまして、委員による審査経過を述べたいと思います。最初に、地方自治体に元気を出せだけ言っても簡単にできないことがあるので、すべての自治体を平等にみることが国の仕事である。つぎにサービスをよくするために、少しずつ窓口を増やしていくこととは別として、事業を民間委託に委託することはしたくない。また、法定率の引き上げは国税 4 税の内、法人税は大企業からいただくべきである。次に、法定率の引き上げが少し気になるが地方財政・地方創生などに国からの地方交付税を考えた中で、地方に目を向けた施策は必要である。しかし一方で、以前の陳情事項とは明らかに違う陳情であり、特に法定率の引き上げは増税をせよということで納得できない。以上の審査内容を伺った中で、賛成多数で採択すべきと決しましたので、よろしくをお願いします。

つづきまして陳情第 5 号、所得税法第 56 条の廃止を求める陳情書につきましては、全会一致で採択すべきと決しました。陳情審査に入る前に民商鳥取県連婦人部協議会会長の西田さんほか 1 名から、陳情者の訴えを聞いたところです。その内容は働いても働き分が認めてもらえないことや、昭和 25 年に所得税法ができたが明治 20 年に明治憲法の考え方が今日まで続いている。戦前の古い体質であり、一人ひとりの人権を認めていない。また、平成 17 年の最高裁での宮岡妻税理士事件などの話をされ、所得税法第 56 条の廃止に向けてのお願いがありました。

続きまして委員による審査経過を述べたいと思います。最初に現在青色申告が義務付けとなっており、領収書を合わせるだけの世界になってしまった。ほとんどの農家の夫婦ではこのような事例であり、所得税法第 56 条の廃止になればと思っているので取り上げてほしい。次に、同業者であるから、給料を払ったらいけないというのは納得できないし、一人ひとりの人権を認めてほしい。次に配偶者は 86 万円、配偶者以外の家族は 50 万円が控除されるのみで、日割り計算すれば県内平均賃金 715 円の最低賃金を達していない。次に、生計を一つにし、支え合

いながら仕事をする親族に対する一人ひとりの人権が守られていない。最後に青色申告は給料を経費で認めているが、税務署が5年の中での判断で取り消される可能性があり、この条例を廃止すべきである。以上、審査内容を伺った中で、全会一致で採択すべきと決しましたのでよろしくお願ひします。報告を終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑からは各陳情ごとに行います。

まず、陳情第4号の質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

陳情第4号を採決をいたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから陳情第4号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定をいたしました。

○議長（山路 有君） 次に、陳情第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 質疑を2、3さしていただきたいと思います。これ、質疑は3回でしたね。

まず、あの1点目、確認事項であります。今回陳情いただいております民商鳥取県の西田さんからなんですが、民商鳥取県とはどういう組織なんでしょうか。どのような仕事をしておられるということで理解しておられますでしょうか。

それから第2点目が陳情書の中で、国連の女性差別委員会での勧告内容を書いておられますけれども、この勧告内容というのは委員会の方で確認されましたでしょうか。あの、わたしが確認したところでは、国連の女性差別撤廃委員会じゃなくて、女子撤廃委員会じゃないだろうかと思

うわけですけれども、その点はどうでしょうか。要はあの、勧告の内容とお聞きしましたのは陳情の内容が法第 56 条の廃止ということになっていますので、そこまで廃止という内容まで言及されたものなんだろうかと。陳情書からはいわゆるこの 56 条の規定がどういう表現してあったかわからないんですけれども、国連の勧告内容ということで書いてある限りでは、廃止を求める内容ではないような気がするんですけれども、それは陳情された方の多分ご意見なんだろうなというふうに思いましたけれども、どうでしょうか、その点。

それから陳情書の中でこれは委員の片方では、陳情書の方では委員からの勧告だと書いてありますけれども、いただいとる意見書の案では委員会となっておりますけれども、これはどちらと判断されましたでしょうか。

それから 3 点目ですが、陳情者の方から西田さんの方から、国会で宮本徹議員が質問しているので見て下さいということで説明されました。わたしは総務経済常任委員会ではなかったんですが、傍聴させていただいておりましたのでそのようにおっしゃっているのを聞きましたですけれども、その国会での宮本徹さんといわれる、多分、衆議院だと思いますけれども、この内容は確認されましたでしょうか。以上、お聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 松田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） 質問が多くてちょっと、1 番目は民商さんはどういう組織なのかという質問だったと思うんですけれども、そこまでは調べてはおりません。

それから 2 番目は、それのところはですね、まあ女子委員会ではなくてこの文章の中に女性という差別ということがあったんですけれども、その辺は女性ではなくて男性もだないかという話はしたんですが、その辺のことについては話しておりません。

それから 3 番目、確認はしておりません。4 番目も見えておりません。見てないことばかりで申し訳ないですけれども、以上ですが。国会議員の答弁のやつ、そこまでは確認をしておりません。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） だいたいわかりました。それで当議会の常任委員会で審議いただきまして、所得税法の第 56 条は廃止すべきと判断された理由ですね、判断された理由について、ある程度簡単に結構です。廃止というところまで判断された理由について、もし審議の中で話をされたということであればお聞きしたいと思いますし、この第 56 条を廃止した場合の影響というようなことについては検討されましたでしょうか。

○議長（山路 有君） 松田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） 所得税法第 56 条の廃止ということで、今さきも委員会の中身について話しましたけれども、その意見以外にいろいろと話はしたんですが、雑談的な話はしたんですが、57 条の例外規定についても調べたり話はしましたけれども、非常にこの所得税法、むずかしくて、どういうふうに理解していいのかがわからないのが実情でしてね。まあ、一応皆さん方の意見が、いろいろ先ほども述べましたように、非常に不都合が多いということで一応この陳情は採択というふうになったような経過です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） それでは最後の質問させていただきたいと思います。あの委員長から考えられて、審議時間は十分だったのでしょうか。この点どのように考えられておられますか。

○議長（山路 有君） 松田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） どこまでが審議をといるんですが、一応趣旨説明を聞いた中で、その後議論をしましたがけれども、満足したというよりも一応満足したんで、この度のこの陳情を意見書を出しましたのでご理解をお願いします。

○議長（山路 有君） 以上で、井藤議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、これから討論を行います。討論は委員長報告に対して、反対の立場、それから賛成の立場の順に行いたいと思います。それでは討論はありませんか。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤でございます。反対の討論をさせていただきます。

まず最初に討論の結論を申し上げます。先ほどから聞いていただいておりますように、委員長報告は採択でございましたけれども、やはり審議が十分になされてないんじゃないかと、特に要点がなされてないんじゃないんだろうかと感じますので、やはりわたしは継続審査が必要と思います。これはもう少し議論をした方がいいなと思いますので、不採択の立場で討論をさせていただきます。

陳情の方は先ほど紹介がありましたように、民商鳥取県連の婦人部協議会の会長をしておられます西田美津子さん、女性の方でありました。最初にわかりやすいように陳情の事項と趣旨というのを書いておられますので、概略ちょっと説明申し上げたいと思いますけれども、ようは陳

情事項は、今先ほどから話になっております所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を国にあげ下さいということでした。そしてその理由としては、3 点あげておられます。これはいろいろまとめ方があろうかと思しますので、それぞれのやはりご意見はあろうかと思しますが、まず第 1 点が、所得税法第 56 条では家族従事者の働き分を事業の必要経費として認めていない。事業主の所得となり法定の控除だけでは最低賃金にも達しない。社会保障や行政手続の面でも弊害が生じているということが第 1 点であったと思います。

第 2 点目としましては、第 57 条の青色申告では給与を経費と認めているけれども、記帳と税務署長への届け出と許可を前提とするものである。税務署の判断でいつでも取り消される可能性があり、同等の対価を受ける権利を認めたものではないということが、2 点目の理由であったと思います。

それから 3 点目が国連の女性差撤廃委員会あるいは先ほども申しましたように、委員という表現のところもありましたので、多分委員会からじゃないかと思しますが、所得税法第 56 条により、女性の経済的自立が妨げられているとしての是正の勧告が出されると、出されているからだから 56 条は廃止してくださいという陳情内容でした。

えらい繰り返すようで申し訳ありませんけれども、これに対し増して先ほど申しましたように、継続審査が必要であると思しますので、やはり不採択の理由で少し説明をさしていただきたいと思します。1 点目の第 56 条の評価であります。果たしていなくなっただろうかと、わたしはこれには多少まだ自信が持てませんが、実務をほとんど経験しておりませんので持てませんが、ある程度のわたし自身の判断はいたしております。

結論から申し上げまして、第 56 条は制定当時に比べ社会環境が変わってきているものの、依然として必要な役割を果たしていると、わたしはそのように判断をしております。第 56 条は第二次大戦後、家の制度が廃止され、所得税法は個人単位主義を原則とすることに変更になっております。これは委員長の説明でもあったとおりであります。それまで家族単位主義を採用していたため、そのまま単純に個人単位に移行してしまうと家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れるという租税回避行為が横行するのではないかと、そういう弊害があるのではないかとということで規定されたものだというふうに理解をしております。終戦後、家族事業など多く財政困難な中であってやはり当時はしっかりと収税機能を果たし、戦後の復興にも役立っただろうなとわたし自身は判断いたしております。

ところで現在はどうでしょうか。租税回避行為、中でも悪質な脱税行為がない時代になったと

いえるのでしょうか。所得税法はやはりすべての国民を対象にする法律であります。いいものも悪いものも、あるいは善良な納税者も悪質な脱税者も、両方に適用される法律であります。悪質な租税回避行為を防止する法の整備は、わたくしは現在も必要と考えますし、内容を整備する必要はあってもやはり時代遅れとなったからといって、きっぱり切ってしまうことはいかなるものかとわたしはこのように考えます。

第2点目の57条、青色申告の関係であります。ご案内のとおり第57条により家族従事者の給料を経費とすることが認められております。これは第56条と反対に、家族従事者の給料を経費とすることができるという内容になっております。これも多分、第2回にわたりまして戦後のシャウプ勧告があつたと思えますけれども、そのあたりでの同じ時期での改正・制定じゃなかろうかと思えます。

これにつきまして、陳情者からは記帳と税務署長への届け出が前提となること。税務署の判断で、いつでも取り消される可能性があるという理由で、労働の対価を受ける権利を認められたものではないということをおっしゃっております。ご承知のとおりと思えますが、所得税法の制定の趣旨は第1条にあります。この法律は所得税について、納税義務者・課税所得の範囲・税額の計算方法・申告、納付及び還付の手続き・源泉徴収に関する事項並びに納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとしてされております。国民の納税義務の公平が、納税義務が公平・適正に行われるようそのために必要な事項が規定されていると私は理解しております。

わたしは税務署の味方を決してするわけではありませんが、労働の対価を議論するのであれば、所得税法ではなく、むしろ労働基準法なり他の場所で検討していただく方がいいんじゃないだろうかという気がいたします。

3点目の国連の女子差別撤廃委員会の勧告の関係であります。陳情書には所得税法第56条により、女性の経済的自立が妨げられているとの勧告が出されたと記憶しております。委員の皆さんも、現状をそのように認識されておりますでしょうか、第56条は性別を問わず適用されているもので、女性の経済的自立を妨げているとの指摘は当たらないのではないかと、これは麻生大臣が国会の答弁でもしておられるということで書いてありましたけれども、わたしもそのように思います。内閣府には現在男女共同参画局も設けられておりまして、各事業が強力に推進されております。今後、事業主が女性で家族従事者が男性のケースがむしろ多くなってくるんじゃないだろうかと、わたしは逆に感じております。

肉食女子、草食男子といわれる現状を見たらまさにそのようになるんじゃないだろうかという気がいたします。これは余談でございます。さらに陳情者の方は撤廃委員会のいう女性の経済的自立ではなく、踏み込んだ内容となるのかどうか表現が悪いかも知れませんが、第 56 条の撤廃というところまで、廃止まで言うておられます。

先ほど申しましたように、ただ単に 56 条を廃止することにより所得税法の公正・公平な納税が達成できるのでしょうか。納税者にもいろいろな人がおるわけでありまして。わたしは決してこれ 56 条を廃止することによって、公平な納税が達成されるとは到底思いません。このことは今後やはり税制のトータルな検討の中で、改善されるべきものであるとこのように感じております。

また、陳情者の方からお聞きしました国会議員の方のこれに対する質問、財政委員会か何かだったと思いますけれども、その中でもやはりそのことを、廃止ということじゃなくて、やはり検討する必要があるんだろうなということで答弁がなされております。

少しまとめて見たいと思いますが、わたしは以前、闇金融事犯が全国的に頻発した時期がございました。平成 15 年少し前ぐらいから、13、14、15 年ごろだったと思いますけれども、この当時ですね、被害者の本当に被害回復を求めて一生懸命活動される民商の方とごいっしょさせていただいたことがあります。多分まだいらっしゃるかどうかわかりませんが、本当にピュアなといいますか、一途な人だなあという、純粋な人ばかりだなあという印象を受けたことを覚えております。そのおかげで平成 12 年、14 年頃をとおして平成 15 年だったと思いますけれども、そのもとになっておりました関係の法律が改正されました。あれは貸金業法と金利利息制限法でしょうか、この 2 つが改正されたのを覚えております。ああよかったなという本当にそういう気持ちになったのを覚えております。

今回の陳情をいただきました陳情は多くの、わたくしは思うには小事業者から納税申告の相談に日々応じられています民商の皆さんだから、このような多分内容になったんだろうかというふうにわたしも理解できるところはあります。でも、やはりわたし陳情に対する現在までの判断はいままでお話ししてきたとおりでございます。

結論を申し上げます。委員会での審議を今少しやはり尽くしていただきたいと思っております。そのためにも、継続審査のための不採択、このようにしていただけたらと思っております。

議長に一つお願いをいたします。本議案の討論、わたしだけじゃないと思っておりますので、討論がございましたら討論終了後、本会議を一時中断し協議の場を設けていただければと、このように思います。以上、討論終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） つぎに、賛成の立場の討論を許します。

はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。陳情第5号、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国にあげる陳情については、わたしは総務経済常任委員長の審査結果報告のとおり採択として、討論させていただきます。

わたしも審査の一員として、陳情者の方から説明を受け、切実な問題として受け止めました。賛成者として意見を述べさせていただきます。日本の自営商工業者は、農業を始めとしまして、漁業・製造業・小売業などの多くは家族労働によって支えられています。これら家族の収入は働きに対する対価であり、一人ひとりの労働意欲となり生存の糧となるものです。所得税法第27条第2項に、事業所得は総収入金額から必要経費を控除した金額とすると定めています。

しかし、第56条では生計を一にする配偶者・その他の親族が事業に従事したことによる対価の支払いは、必要経費に算入しないと規定し、事業主が妻・配偶者に親族の労働に対し、給料を支払っていても必要経費とは認めてもらえません。これは明治憲法と旧民法の家父長制度のもと所得は世帯主が支配しており、家族に対価を払う習慣がない思惟的な所得配分の恐れ、対価の支払いの確認が困難だとして家族全体の収入を合算して戸主の名で税を納めていました。この税制の名残りと言われております。

現憲法は個人の尊重と法のもとの平等を定め、民法も家族制度を廃止した。現代において家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと考えています。平成11年には男女共同参画社会基本法が施行され、わが日吉津村においても平成20年3月男女共同参画推進条例が制定されました。女性の社会進出が進み、56条が制定された当時の社会状況とは、世帯や就労、労働の形態も大きく変化・多様化しています。

現在56条により労働に見合う対価を認められないことから、差別的な扱いや自立を妨げられる自体も無視できません。給与所得証明がないため、交通事故障がい補償で適正な査定が得られない。国民健康保険で傷病手当や休業手当が認められない。子どもの保育所入所が不利になるなどその他公的給付でも不利益が起りうるとの指摘もあります。

2014年1月、すべての中小業者に帳簿の記帳が義務化されました。よって、青色申告にだけ給与を認める根拠はなくなっていると考えています。昨年3月の衆議院財務金融委員会で、国連女性差別撤廃委員会の総括所見を受け、内閣府の姿勢を問われ高木内閣政務官は、第4次男女共同参画基本計画でも必要な取組みをすると説明。

また、大岡財務大臣政務官は、基本計画に女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう税制等各種制度の在り方を検討するとし、56条も含まれるものと考えたと答弁しています。特に鳥取県の経済は、99パーセントとあっていいほど中小の企業に支えられております。農業も家族経営で成り立ってきております。そこには、女性の支え合いが大きな力となっていることを正当に評価すべきだと思います。家族従業者の人格・人権・労働を正当に評価し、財産形成の機会が平等に補償されなければなりません。

以上、わたくしの賛成討論とさせていただきます。皆さんの賛同、よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） ほかに討論ありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第5号を採決いたします。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。したがって、委員長報告のとおり本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したが、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

○議長（山路 有君） 次の日程に入る前に、先ほど井藤議員の方から中断して検討してほしいという提案がありましたけれども、ここまでは日程の中で進めていくということで、この内容については井藤議員、中断してという趣旨について自席でいいですので一度確認したいと思っておりますけれども。

○議員（8番 井藤 稔君） 先ほど言いましたように、やはり十分審議が尽くされていないという感じを受けました。委員長の質疑・質問を通じてよくわかっていただいたと思いますけれども、国税などに通じて、あれですね。地方交付税でまた帰ってくるわけですし、非常に大事な、本当に全市民というよりも、全国民を対象とした法律だと思いますので、けいけんにやっぱり廃止してしまうということはあとあと私情にある。

それから現在国の方でも、もうすでに検討が開始されとるちゅうことが日本共産党衆議院議員の方の質問に対して、そういう確か答弁もあったということで書いとられる部分がありましたので、だからそういうことでここでも経験にそぐようなことはせずに一回やはり話してもう少し時間をかけてした方がいいなという気持ちで言ったもんですので、もう採決ということでしたので

議長判断だと思えます。以上。

○議長（山路 有君） あの、井藤議員から中断という内容について説明を受けたところですが、議長として委員会でも説明それから審査はされたというふうに思っておりますので、ここで、この件については中断しないということで日程どおり進めてまいりたいと思えます。

日程第3 議案第34号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第34号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これから討論に入りますが、その前に本議案にある農業振興費に関する補正予算については、景山重信議員に直接の利害関係がある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定によって、景山議員の除斥をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。異議がないようですので、景山議員の退場を求めます。

〔景山重信議員退場〕

○議長（山路 有君） 景山議員退席されましたので、これより討論に入りたいと思えます。討論はありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 一般会計の補正予算ですね。8番、井藤です。一般会計補正予算につきまして、賛成の討論をさせていただきます。賛成の内容につきましては、事業の中にありました薬用作物等生産振興対策事業の関係であります。先日議案質疑の際にもくわしく説明を求めたので、その事業内容や現在までの検討状況は多少理解ができたように考えております。地域の特性を活かし、薬草の生産拡大を行いあわせて現在問題となっております荒廃地の減少を図っていこうというものであったと思えます。農業再生の主要事業となる可能性もありますし、一方で大変きびしい状況におちいる可能性も、事業のやり方によってはあるなというふうにわたしは感じました。困難を克服し村を支える再生事業としてぜひ成功してもらいたいと、わたしはこのように考えております。

積極的な支援を行うために、質疑の際にも議長の方に所管の常任委員会での検討もお願いしたところでもあります。先日の議案質疑後、村長の方から事業主の方から提出になっておりました補

助金の申請書のコピーもいただきました。議員全員が確認したところであります。事業計画等の確認をさせていただきましたけれども、やはり質疑の当初と同じようにこれはたいへんな事業だなあというふうに実は感じたところであります。この事業は全国的にみましても、平成23年ぐらゐからの新しい事業であります。やはり、栽培情報の集約が4点ほどあろうとわたし自身は思いました。栽培情報の集約、それから栽培技術の確立、それから需要予測、需要先や販売ルート等の確保が必要だなあというふうに思いました。それからコストパフォーマンスといいますか、採算が合うかどうかということもたえず考えながらやっていかないけんもんだなあというふうに感じました。

等々でありますけれども、いずれもこの重要な4項目につきましても、これからのことであります。本当に走りながら、検討しながら、進めて行くということだろうなというふうに思っております。厳しい事業となることを再確認したようなところであります。ところで村に必要な新しい事業ということになれば、やはりチャレンジ精神も必要であります。やはりそこを、いろいろと苦労しながらも解決していこうという、その意気込みが必要なわけであります。それが議員の方が事業主であります。今回のこの事業主になっております。県からの補助と村からの補助と自己資金ということで、本当に大変なハードルの高い事業だなあという気がいたしております。これを、こういう状況ですので、今後解決していかなければならない問題が多数あります。

ですけれども、一方では県の予算あるいは村の補助、こういうような補助金を、公金をつぎ込んでいくことになるわけであります。やはり駄目だったなあということは、少なくともそのようにならないようにしっかりと推進していくことが必要だろうなと思っております。これは議会も含めてであります。議会も含めてこの事業に関するすべてのものが、相互に連携しながら努力し、初期の目的を達成していくことが必要だろうとこのように思っております。そういうことで賛成の討論をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

少しお待ちください。景山議員に入ってください。

[景山重信議員入場 着席]

日程第4 議案第35号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第35号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算（第1回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶものあり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第36号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶものあり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり、可決されました。

日程第6 議案第37号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第37号日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第 7 議案第 38 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 38 号日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第 8 議案第 39 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 39 号日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第 9 議案第 40 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、議案第 40 号日吉津村農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第 10 議案第 41 号

○議長（山路 有君） 日程第 10、議案第 41 号日吉津村農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第 11 議案第 42 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 42 号日吉津村農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 42 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第 12 議案第 43 号

○議長（山路 有君） 日程第 12、議案第 43 号日吉津村農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 43 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第 13 議案第 44 号

○議長（山路 有君） 日程第 13 議案第 44 号日吉津村農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 44 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第 14 議案第 45 号

○議長（山路 有君） 日程第 14、議案第 45 号日吉津村農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第 15 議案第 46 号

○議長（山路 有君） 日程第 15、議案第 46 号日吉津村農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 46 号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 46 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第 16 議案第 47 号

○議長（山路 有君） 日程第 16、議案第 47 号日吉津村農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第 17 議案第 48 号

○議長（山路 有君） 日程第 17、議案第 48 号日吉津村農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第 18 議案第 49 号

○議長（山路 有君） 日程第 18、議案第 49 号日吉津村農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 49 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第 19 議案第 50 号

○議長（山路 有君） 日程第 19、議案第 50 号財産の処分についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号は原案のとおり、可決することに決定しました。

日程第 20 発議第 5 号

○議長（山路 有君） 日程第 20、発議第 5 号飲酒運転根絶宣言の決議についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（加藤 修君） 議会運営委員長の加藤です。発議第 5 号、平成 29 年 6 月 23 日、日吉津村議会議長山路有殿、提出者議会運営委員長加藤修。

飲酒運転根絶宣言の決議について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並び、日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出をいたします。

提出の理由、全国で飲酒運転による交通死亡事故が多発しており、多くの尊い命が犠牲になっていることは誠に残念なことであります。交通安全は村民すべての願いであり、村民一人ひとり

が飲酒運転による交通事故の悲惨さを深く認識するとともに、運転者はもとより、家庭・職場そして地域社会全体が一体となって、飲酒運転を絶対に許さないという強い意志を示さなければなりません。日吉津村から飲酒運転を出さない地域社会をめざすため、日吉津村議会はここに、飲酒運転根絶を宣言するものであります。

それでは決議文の案を読み上げさせていただきます。日吉津村議会、日吉津村飲酒運転根絶宣言に関する決議案。日吉津村はこれまでさまざまな交通安全対策を推進してまいりましたが、全国的には交通死亡事故は多発しており、後を絶ちません。交通事故はさまざまな人を苦しみと悲しみに落しいるものであり、特に飲酒運転は、交通死亡事故につながるきわめて悪質な行為で、絶対に許されるものではありません。交通事故のない社会の実現は村民すべての願いです。飲酒運転による交通事故の悲惨さを知り、飲酒運転が犯罪行為であることを村民一人ひとりが深く認識しなければなりません。家庭や職場、地域が一体となって飲酒運転をしない、させない、ゆるさないことを誓い、安心して安全な地域社会をめざし、ここに日吉津村議会は飲酒運転の根絶を宣言します。

以上決議します。平成 29 年 6 月 23 日、鳥取県日吉津村議会。なお、日吉津村としても本日付をもって、同様の決議をされると伺っております。議員皆さま方のご賛同のほど、よろしく願いを申し上げ提案理由とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際質疑・討論ないものとして採決を行います。原案のとおり、決議することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員です。したがって、発議第 5 号は原案のとおり決議することに決定しました。

日程第 21 発議第 6 号

○議長（山路 有君） 日程第 21、発議第 6 号地方財政の充実強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

松田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） 総務経済常任委員長の松田です。発議第 6 号、日吉津村議会議長山路有様。提出者、総務経済常任委員長松田悦郎。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに、日吉津村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

意見書の中身につきましては、皆さまのお手元の方に案があると思いますので、内容は省略いたしますけれども、よろしくご理解をお願いします。この地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。平成29年6月23日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。提出先は内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣、内閣府地方創生規制改革担当、内閣府特命担当大臣、経済財政政策担当、以上です。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際質疑・討論ないものとして採決を行います。

原案のとおり、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

日程第22 発議第7号

○議長（山路 有君） 日程第22、発議第7号所得税法第56条の廃止を求める意見書についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

松田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） 陳情書の提出について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び7項並びに 総務経済常任委員長の松田です。発議第7号日吉津村議会議長山路有様、提出者総務経済常任委員長松田悦郎。所得税法第56条の廃止を求める意見津村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。意見書の内容につきましては、御手許にあると思いますので、内容は省略させていただきます。この地方自治法第90条の規定により、意見書を提出する。平成29年6月23日鳥取県西伯郡日吉津村議会。

提出者内閣総理大臣、財務大臣、社会保障税一体改革担当大臣・女性活躍担当大臣、以上です

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際質疑討論ないものとして、採決を行います。

原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

日程第 23 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第 23、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり、派遣することにした
いと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配布のと
り派遣することに決定しました。

日程第 24 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 24、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題と
いたします。総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規程によりお手元に配
布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。委員長から申
し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の
継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 25 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 25、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題と
いたします。

教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規程によりお手元に配布しまし
た所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。県外での調査ですので、
教育民生常任委員長の説明を求めます。

橋井教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（橋井 満義君） 教育民生常任委員長の橋井です。

本定例会の閉会中の継続調査の申出書についてご説明申し上げます。まず、調査事件につきま
しては福祉政策について、教育施策についてそして調査地については北陸方面。なお、北陸方面
で現在富山県内で本村と類似の村とで交渉し、選考途中でございます。調査期間、閉会中 29 年 8

月初旬 2泊3日の行程でございます。経費は予算の範囲内にて委員5名申し上げております。本委員会は下記の事件について県外調査でありますので、閉会中の継続調査と決定することにしましたので、会議規則第75条の規定により申し出をいたします。何卒ご賛同をよろしく願います。

以上です。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第26 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第26、広報広聴常任委員会閉会中の継続調査についてを議題といたします。広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第27、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中

の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で本定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。これをもって会議を閉じ、平成 29 年第 2 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 50 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員